

災 害 救 護 速 報

平成 30 年 9 月 12 日（水）15：30 現在
事業局 救護・福祉部 救護課
TEL：03-3437-7084／FAX：03-3435-8509

平成 30 年北海道胆振東部地震にかかる日本赤十字社の対応について（7）

日本赤十字社の対応は以下のとおりです。

1 日本赤十字社の対応

（1）体制

○北海道支部

6 日

04：20 支部災害対策本部を設置し、災害対策本部会議を開催

07：00 北海道庁会議に支部職員が参加

11：40 厚真町総合福祉センターに現地災害対策本部を設置

○宮城県支部

6 日

04：57 支部参集にて情報収集

07：50 第1次救護体制

○本社

6 日

03：21 第1次救護体制にて救護課職員を中心に情報収集、連絡調整を実施

19：35 第2次救護体制

（2）救護班等の活動

日本赤十字社では、北海道庁からの被害情報をもとに、特に被害の大きい厚真町のアセスメントを行い、災害対策本部からの要請を受け、救護班やDMAT（災害派遣医療チーム）を派遣し、保健医療ニーズの調査や巡回診療等を行っております。

避難所は、厚真町に7カ所（避難者879名）、安平町に7カ所（避難者201名）、むかわ町に10カ所（避難者259名）開設されております。（北海道庁情報：H30.9.12 12:00 現在）

なお、9月10日より第2ブロックから7個班（茨城県支部、群馬県支部、千葉県支部、東京都支部、栃木県支部、埼玉県支部、神奈川県支部）の救護班が入りました。

○救護班

〈活動中〉

活動場所	ブロック	支部	施設	班数	活動開始
厚真町	第1ブロック	北海道支部	旭川赤十字病院	1	9/10～
			釧路赤十字病院	1	9/11～
			北見赤十字病院	<u>1</u>	9/11～
	第2ブロック	山形県支部	米沢市立病院	<u>1</u>	<u>9/12～</u>
		埼玉県支部	さいたま赤十字病院	1	9/11～
		東京都支部	武蔵野赤十字病院	1	9/10～
安平町	神奈川県支部	横浜市立みなと赤十字病院	1	9/11～	
	第1ブロック	宮城県支部	仙台赤十字病院	<u>1</u>	<u>9/12～</u>
	第2ブロック	群馬県支部	前橋赤十字病院	1	9/10～
千葉県支部		成田赤十字病院	1	9/10～	
むかわ町	第1ブロック	北海道支部	浦河赤十字病院	1	9/11～
		福島県支部	福島赤十字病院	<u>1</u>	<u>9/12～</u>
	第2ブロック	茨城県支部	水戸赤十字病院	1	9/10～
		栃木県支部	那須赤十字病院	1	9/10～
				計 <u>14</u> 班	

※ 活動場所については、日によって変更になる場合があります。

〈活動実績〉

ブロック	支部	班数
第1ブロック	北海道支部	<u>12</u>
	青森県支部	1
	岩手県支部	<u>1</u>
	宮城県支部	<u>2</u>
	秋田県支部	<u>1</u>
	山形県支部	<u>1</u>
	福島県支部	<u>1</u>
		計 <u>19</u> 班

○日赤災害医療コーディネートチーム

〈活動中〉

活動場所	ブロック	支部／本社	施設	班数	活動開始
北海道支部	第1ブロック	北海道支部	旭川赤十字病院	<u>1</u>	9/11～
	第2ブロック	群馬県支部	前橋赤十字病院	1	9/8～
厚真町	第1ブロック	宮城県支部	石巻赤十字病院	1	9/10～
	本社	本社	日本赤十字社医療センター	1	9/8～
				<u>1</u>	9/12～
				合計	<u>5</u> 班 (チーム)

※ 活動場所については、日によって変更になる場合があります。

〈活動実績〉

ブロック	支部	班数
第1ブロック	北海道支部	<u>4</u>

○日赤DMATの活動状況（広域災害救急医療情報システムより）

14班が活動を終了しています。

○本社初動派遣要員

9月6日 8:06に初動派遣要員4名（医師1名、連絡調整員2名、広報要員1名）を海上保安庁の協力により同庁の飛行機で派遣。その後、医師及び連絡調整員1名は北海道支部等においてコーディネート業務に従事。

○その他

北海道ブロック血液センターから北海道支部現地災害対策本部へ職員2名をそれぞれ派遣しています。

(3) 被災地支部に対する支援

被災地支部災害対策本部の運営を支援し、迅速な救護活動を実施できるよう、支援要員を派遣しています。

〈活動中〉

活動場所	ブロック	支部／本社	人数	活動開始
北海道支部	第1ブロック	宮城県支部	2	9/8～
		秋田県支部	1	9/12～
		福島県支部	1	9/12～
	本社	本社	2	9/11～
			計6名	

〈活動実績〉

ブロック	支部／本社	人数
本社	本社	2

(4) 救援物資

避難所等に避難されている方々に対して、救援物資を配分しております。

拠出支部	品目			配分先	配分日
	毛布	安眠セット	緊急セット		
北海道支部	350	20	350	札幌市清田区	9/6
	500	500		厚真町	9/6
	400	70	400	安平町	9/6
		1,000		むかわ町	9/6
	100	324	—	安平町 (追分公民館)	9/8
	60			厚真町	9/8
			80	安平町 (遠浅公民館)	9/8
青森県支部	—	200	—	安平町 (追分公民館)	9/10
合計	1,410	2,114	830		



厚真町総合福祉センターで救護活動を行う
北海道支部の救護班



救援物資の配分作業を行う北海道支部の
ボランティア

(5) 義援金

日本赤十字社では、被災された方々の生活再建の一助とするため、以下のとおり義援金を受け付けています。お寄せいただいた義援金は、被害状況に応じて按分され、北海道に設置された義援金配分委員会を通じ、全額を被災された皆様にお届けします。

ア 災害義援金名称及び受付期間

「平成 30 年北海道胆振東部地震災害義援金」

平成 30 年 9 月 11 日（火）～平成 31 年 3 月 31 日（日）

イ 協力方法

(ア) 郵便振替（日本赤十字社本社での受付）

ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号 00130-1-673591

口座加入者名 「日赤平成 30 年北海道胆振東部地震災害義援金」

※窓口での取扱いの場合、振替手数料は免除されます。（ATM による通常払込み及びゆうちょダイレクトをご利用の場合は、所定の手数料がかかります。）

※ゆうちょ銀行・郵便局での受付は平成 31 年 3 月 29 日（金）までとなります。

※窓口でお受け取りいただきました半券は、受領証に代えることができます。（寄付金控除申請の際にご利用いただけるので、大切に保管してください。）

(イ) 銀行振込（日本赤十字社本社での受付）

・三井住友銀行 すずらん支店 普通預金 2787533

・三菱UFJ銀行 やまびこ支店 普通預金 2105541

・みずほ銀行 クヌギ支店 普通預金 0620413

※口座名義はいずれも「ニホンセキジュウジシャ日本赤十字社」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行をご希望の方は、インターネットから事前にご登録のうえお振込みください。事前登録画面で「受領証要」を選択されると、後日ご登録のご住所に郵送いたします。

※事前登録が行えないなどの場合には、受領証の発行を希望される旨を日本赤十字社本社パートナーシップ推進部あてご連絡ください。

[担当窓口] 日本赤十字社本社パートナーシップ推進部

TEL : 03-3437-7081 FAX : 03-3432-5507

(ウ) 銀行振込（北海道支部での受付）

・北洋銀行 札幌南支店 普通預金 口座番号 4627670

・北海道銀行 本店営業部 普通預金 口座番号 3286280

※口座名義はいずれも「北海道災害義援金募集委員会 会長 イトウ ヨシロウ伊藤 義郎」

※上記指定金融機関（本支店間）を利用した場合の送金手数料は免除されます。

※受領証発行を希望の場合は、住所・氏名（受領証のあて名）・電話番号・寄付日・寄付額・振込人名・振込金融機関名（支店名迄）を日本赤十字社北海道支部あてご連絡ください。

2 地震の概要（9月12日 9時00分 消防庁災害対策本部資料）

発生日時 平成30年9月6日3時7分
震央地名 胆振地方中東部（北緯42.7度、東経142.0度）
震源の深さ 37km（暫定値）
規模 マグニチュード6.7（暫定値）
各地の震度（震度5弱以上）
震度7 厚真町
震度6強 安平町、むかわ町
震度6弱 札幌市東区、千歳市、日高町、平取町
震度5強 札幌市清田区、白石区、手稲区、北区、苫小牧市、江別市、三笠市、恵庭市、長沼町、新ひだか町、新冠町
震度5弱 札幌市厚別区、豊平区、西区、函館市、室蘭市、岩見沢市、登別市、伊達市、北広島市、石狩市、新篠津村、南幌町、由仁町、栗山町、白老町

3 主な被害の状況

（1）人的被害（9月12日 9時00分 消防庁災害対策本部資料）

死者 41名
重症 9名
軽傷 646名
程度不明 26名

（2）建物等被害（9月12日 9時00分 消防庁災害対策本部資料）

全壊 32棟
半壊 18棟
一部損壊 12棟
被害状況不明 多数

（3）日本赤十字社の施設状況

- ・特段大きな建物被害はなし。
- ・北海道内全病院の停電は復旧し、通常診療を再開。

4 災害救助法の適用（平成 30 年 9 月 6 日 内閣府（防災担当）公表資料参照）

平成 30 年北海道胆振地方中東部を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、北海道は 179 市町村に災害救助法の適用を決定しました。